

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【拡充】 訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備（車両設備）を特例対象とするため、特例対象の補助事業を拡大する</p> <p>【延長】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助の交付を受けて取得した鉄道の安全性向上設備</p> <p>・ 特例措置の内容 取得後5年間、固定資産税の課税標準を1/3とする。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第14項</p> <p>地方税法施行令附則第11条第15項</p> <p>地方税法施行規則附則第6条第34項、第35項、第36項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 0 (▲ 506) [平年度] ▲ 136 (▲ 432)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 経営基盤の厳しい地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、地域鉄道事業者の安全性の向上を図る。 また、増大する鉄道施設の維持管理コストに対応するため、長寿命化に資する補強・改良を推進し、ライフサイクルコストの低減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 輸送の安全確保は鉄道において最大の使命であるが、本格的な少子高齢化の進展等により、地域鉄道を取り巻く近年の経営環境は極めて厳しく、安全性向上に資する設備投資を鉄道事業者の自助努力のみで賄うことは非常に困難な状況になっている。 このような中、地域鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、地域公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備を対象とした本特例措置が必要不可欠である。 また、平成28年度より、安全性向上に資する車両設備の整備については、訪日外国人旅行者の急増により求められる移動の円滑化もあわせて実施する観点から、訪日外国人受入環境整備緊急対策事業費補助金（平成28年度補正予算より訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金に名称変更）からも補助金が交付されることとなったが、地域鉄道事業者の安全性の向上を図るためには、安全性向上に係る車両設備について特例措置の対象となるよう拡充することが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する
	政策の達成目標	地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人（毎年度）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成29年度～平成30年度）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	平成27年度鉄道運転事故による乗客の死亡者数 0人
有効性	要望の措置の適用見込み	87事業者（平成29年度に補助を受けて施設を整備し、特例の適用見込みのある地域鉄道事業者）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	補助を受けて安全性向上設備を取得した場合、固定資産税が増加し、経営状況の厳しい地域鉄道事業者にとって大きな負担になりかねない。 本特例措置を拡充することにより、補助を受けて新たに取得した安全性向上設備に係る固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 28,138百万円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 6,054百万円の内数 ・訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金 5,343百万円の内数 （いずれも平成29年度概算要求分）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	これら補助制度（地域公共交通維持改善事業費補助金、鉄道施設総合安全対策事業費補助又は訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金）は、老朽化した施設の更新等の施設整備のための初期投資の負担を軽減するものである一方、本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税を軽減することにより、ランニングコストの負担の低減を図るものである。
	要望の措置の妥当性	老朽化した鉄道施設の整備を行うことは、その結果として、固定資産税など維持運営に必要なコストが増加するため、鉄道事業者の投資意欲を阻害することになりかねない。本特例により固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者にインセンティブを与え、地域鉄道が暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成のための手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成 23 年度実績</td> <td>110 百万円 (40 事業者)</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度実績</td> <td>99 百万円 (52 事業者)</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度実績</td> <td>118 百万円 (58 事業者)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度実績</td> <td>136 百万円 (58 事業者)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度実績</td> <td>156 百万円 (58 事業者)</td> </tr> </table>	平成 23 年度実績	110 百万円 (40 事業者)	平成 24 年度実績	99 百万円 (52 事業者)	平成 25 年度実績	118 百万円 (58 事業者)	平成 26 年度実績	136 百万円 (58 事業者)	平成 27 年度実績	156 百万円 (58 事業者)
平成 23 年度実績	110 百万円 (40 事業者)										
平成 24 年度実績	99 百万円 (52 事業者)										
平成 25 年度実績	118 百万円 (58 事業者)										
平成 26 年度実績	136 百万円 (58 事業者)										
平成 27 年度実績	156 百万円 (58 事業者)										
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（固定資産の価格）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>9,983,534 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>11,433,522 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>14,128,897 千円</td> </tr> </table>	平成 24 年度	9,983,534 千円	平成 25 年度	11,433,522 千円	平成 26 年度	14,128,897 千円				
平成 24 年度	9,983,534 千円										
平成 25 年度	11,433,522 千円										
平成 26 年度	14,128,897 千円										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>補助を受けて安全性向上設備を取得した場合、固定資産税が増加し、経営状況の厳しい事業者にとって大きな負担になりかねない。 本特例措置を拡充することにより、補助を受けて新しく取得した安全性向上設備に係る固定資産税の負担を軽減することは、鉄道事業者に一層のインセンティブを与え、安全性向上に資する設備投資が促進され、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを安定的に提供できる体制を確保するという政策の達成に大いに有効である。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 ・目標値：0人（毎年度）</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数 0人</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 11 年度税制改正要望提出（創設） 平成 13 年度税制改正要望提出（延長） 平成 14 年度税制改正要望提出（拡充）：ATS 関連設備等に係る特例率を 1/2 から 1/4 へ拡充 平成 15 年度税制改正要望提出（延長） 平成 16 年度税制改正要望提出（拡充）：緊急に実施する保全整備事業により取得する設備に係る特例率を 1/2 から 1/4 へ拡充 平成 17 年度税制改正要望提出（延長） 平成 18 年度税制改正要望提出（拡充）：緊急に実施する ATS 等脱線防止整備により取得する設備に係る特例率を 1/2 から 1/4 へ拡充 平成 19 年度税制改正要望提出（延長） 平成 20 年度税制改正要望提出 補助金の再編に伴う所要の規定の整備 平成 21 年度税制改正要望提出（延長）：緊急に実施する保全整備事業により取得する設備に係る特例率を 1/4 から 1/2 へ縮減 平成 22 年度税制改正要望提出（拡充）：特例の対象に第三セクターを追加（認められず） 平成 23 年度税制改正要望提出（延長・拡充）：特例率を 1/2 から 1/3 へ拡充 平成 25 年度税制改正要望提出（延長） 平成 27 年度税制改正要望提出（延長・拡充）：拡充取り下げ 平成 28 年度税制改正要望提出（拡充）：長寿命化に資する改良により取得した資産を対象</p>										
<p>ページ</p>	<p>7-3</p>										